

「不当廉売関税に関する手続等について のガイドライン」の改正について

令和 8 年 6 月 2 3 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会 特殊関税部会
財務省 関税局

迂回防止制度に係るガイドライン改正

迂回防止制度に係る改正

不当廉売関税の迂回防止制度の創設に伴い、関税・外国為替等審議会答申（令和7年12月19日）及び「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループとりまとめ」を踏まえて、関税定率法（法律）、不当廉売関税等に関する政令（政令）、関税定率法施行規則（省令）には規定されていない手続等の詳細について、主に以下の項目をガイドラインに記載。なお、迂回防止制度は、現行の不当廉売関税の課税措置（原措置）を延長・補完するものであることから、原措置の「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に追記する。

➤ 調査期間等

- 関税定率法において10か月（最大16か月まで延長）と規定されている調査期間について、調査の各プロセスの標準期間として、重要事実の開示を調査開始から8か月後とすること等を追記。
- 輸入の事実及び本邦の産業への実質的な損害の事実に係る調査対象期間について、1年間と追記。

➤ 課税要件

- 迂回の事実に係るダンピングの存在の確認は、迂回貨物の輸出価格（輸入国迂回の場合は本邦における完成品の販売価格）と、原措置調査における正常価格に物価変動率を乗じた額との比較により行うこと等を追記。
- 軽微変更迂回貨物の該否判断にあたって考慮すべき事項を追記。
- 輸入国迂回の供給者の範囲について、原措置調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて原措置対象貨物の供給者と実質的に同視できる関係にあることも考慮される旨を追記。
- 経済的正当性に関して、迂回防止措置による課税対象とならないよう除外申請があった場合に、「不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではない」と認められる判断において考慮すべき事項を追記。

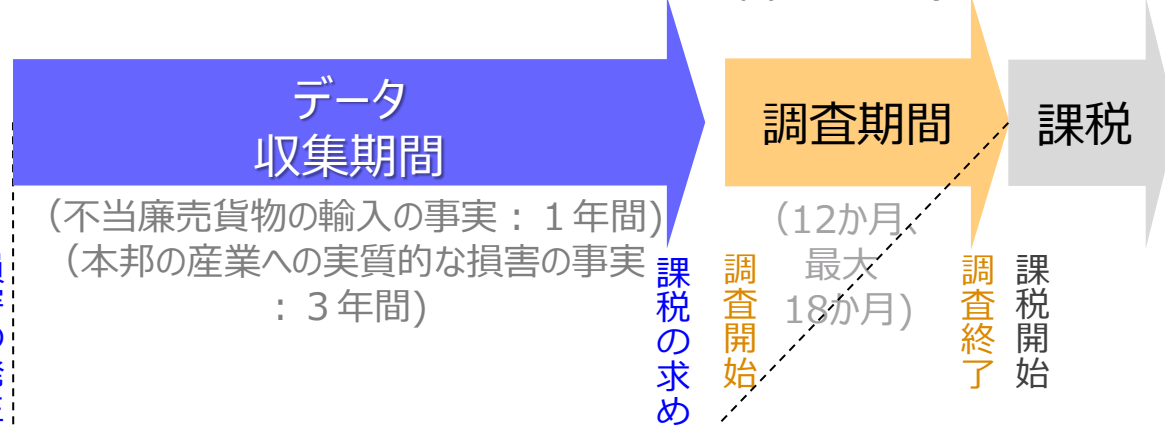
参考

「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」は、WTO協定及び国内関係法令を補完し、制度の円滑な運営に資するために、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省で策定しているもの。運用に当たっては、WTO協定・国内法令・ガイドラインの趣旨を尊重しつつ、個々の事案に対応することとしている。

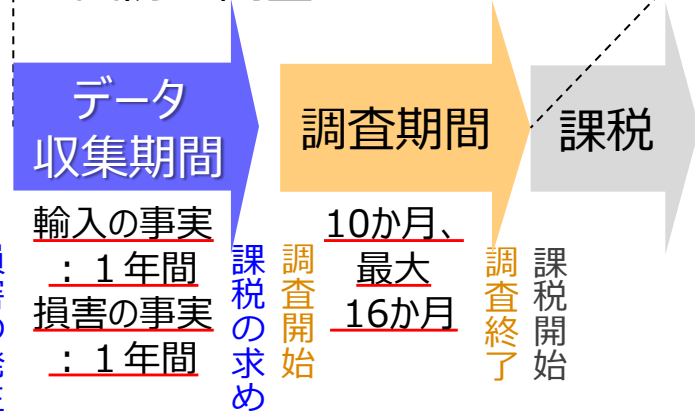
(参考) 迂回防止制度に係る改正：調査期間等の詳細

ガイドラインの「調査の開始等」「証拠の提出等の求め」において迂回防止調査の標準期間及びデータ収集期間を規定。

(原措置調査：現行の不当廉売関税課税調査)



迂回防止調査



課税の求めから調査開始まで：2か月を別途

調査期間：調査開始から

- 0日
調査開始告示、質問状送付
迂回防止制度による関税を課さないこと(除外申請)に係る質問状送付
- 37日間、最長14日延長可能
質問状の回答期限
- 3か月
証拠の提出・証言期限
迂回防止制度による除外申請の期限
- 4か月
対質の申出、意見の表明、情報の提供の期限
- 5か月
対質
- 6か月
現地調査
- 8か月
迂回防止調査の重要事実の開示
(原措置調査の仮の決定)
- 10か月
迂回防止調査の政令閣議・公布、最終決定告示
(原措置調査の重要事実の開示)
- (12か月)
(原措置調査の政令閣議・公布、最終決定告示)

[凡例]

- 下線：迂回防止調査に係る新規規定
- (括弧)：(原措置調査に係る既存の規定)
- その他：原措置調査・迂回防止調査に共通

[参考]課税開始後における利害関係者の救済措置に係る調査
新規供給者からの除外申請
(原措置の延長、新規供給者、事情変更に係る求め)
還付の求め

(参考) 迂回防止制度に係る改正：課税要件の詳細

ガイドラインの「調査の開始等」において迂回防止調査の求めに必要な証拠、「不当廉売差額等の算出」において指定貨物の正常価格と迂回貨物の輸出価格等との差額の算出方法、「迂回貨物の範囲等」において対象範囲、「不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認められる場合」において除外申請についての詳細を記載。

課税要件等

【迂回の実態】

①貿易パターンの変化がある

②貨物にダンピング（注）が存在（注）迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低いこと

①原措置対象国からの原措置対象貨物の輸入量の減少、迂回貨物の輸入量の増加等を勘案する。

②指定貨物の供給国からの輸出価格（輸入国迂回の場合は本邦販売時の価格）が正常価格より低いこと。正常価格は、原措置の正常価格に、物価変動率を乗じて算出。

[凡例]
青囲み：ガイドラインに記載
黄囲み：省令に規定
 その他：法律・政令に規定

1 第三国迂回	2 軽微変更迂回	3 輸入国迂回
③ 原措置対象貨物が第三国から輸入されている ④ 貨物が第三国で最終加工されている ⑤ 原措置対象国産の部品等の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上※】 ⑥ 第三国での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下※】	③ 原措置対象国から 軽微変更貨物 が輸入されている ③ 性質及び形状の判断は、物理的・化学的特徴、用途、代替性、販売経路、関税分類、生産過程、生産設備及び生産費用の差異、投資及び研究の程度、軽微変更費用の割合等を考慮する。	③ 原措置対象貨物の部品等が原措置対象貨物の供給者（注）から輸出され、輸入国（本邦）に輸入されている （注）原措置の調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて実質的に同視できる場合を含む ④ ③の部品等を用いて本邦で最終加工されている ⑤ 原措置対象国産の部品等の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上※】 ⑥ 本邦での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下※】

【損害等の事実】⑦ 原措置の対象産品と同種の製品の価格と（輸入）量が原措置の救済効果を損なう

⑦本邦における不当廉売貨物と同種の貨物の価格が改善していないこと。本邦の産業に及ぼした影響（申請者の販売、利潤、生産高、市場占拠率、等）が迂回貨物の輸入により改善していないこと。

※目安の数値基準は設けつつ、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応ができるよう、投資の程度や生産工程の性質等も勘案して課税要件の充足等を判断する。

これらを満たす場合に、迂回品に対しても原措置と同等の割増関税を課税する（迂回品に係る新たなダンピング・マージン計算は行わず、原措置の税率を適用）

⑧関係企業の設立時期、迂回貨物の生産・輸出・販売の開始時期・状況・設備投資、迂回貨物の輸出価格等を考慮する。

【経済的正当性の欠如】⑧ただし、迂回が疑われる貨物の輸入が、原措置のA D関税を免れる目的で行われたものではないとの合理的な理由が認められる（経済的正当性がある）場合には、課税の除外対象とする

原措置調査に係るガイドライン改正

原措置調査に係る改正

ガイドラインの原措置に関する部分についても、利害関係者の予見可能性向上と適正な調査の効率的な実施等のため、主に以下の項目を改正。

➤ 本邦の産業

- 調査開始を判断する際等の「本邦の産業の総生産高に占める生産高の割合」の基準となる「総生産高」は、質問状への回答がない場合や、正確性に欠ける回答があると算出が困難になるため、それらを含めないことができる旨を明記。

➤ 課税期間の延長の求め

- 課税期間の延長を求める場合、本邦の産業への実質的な損害の存在の証拠だけでなく、損害のおそれの証拠で足りることを、要件として明記。

➤ 調査対象の標本抽出（サンプリング）

- 輸出国の供給者が調査への協力を表明したにもかかわらず、期限内に回答を行わない場合又は調査を著しく妨げると認められる場合、サンプル対象には含めないことができる旨を明記。
- 輸出量が全体の概ね50%を占めるようにサンプル対象を抽出するとした算出基準について、合理的に調査できる範囲を超える場合にはその限りではない旨を明記。

➤ 重要事実の開示

- 調査手続の実態を反映し、重要事実の開示に際しては「意見の表明」を求める、とする等規定を整理。